

2019（平成31）年度 幼稚園教諭免許取得のための特例講座（コースB）

【保育士対象】

1. 実施日程

2019（平成31）年5月18日（土）～9月28日（日）

※開催日程は[こちら](#)をご覧ください。

2. 会場

●藤女子大学 花川キャンパス（北海道石狩市花川南4条5丁目）

交通案内

地下鉄：南北線 麻生駅 下車 【3番出口】 乗換え

・中央バス [乗り場①]

「手稲・麻生線 麻41（明乳シティー経由）」

乗車20分 藤学園前 下車

・中央バス [乗り場②]

「花畔団地線 麻15・16（花川5丁目経由）」

乗車20分 花川南5条5丁目下車 徒歩3分

地下鉄：東豊線 栄町駅 下車 乗換え

・中央バス [乗り場①]

「栄町花川線 栄19（北陵高校経由）」

乗車25分 藤学園前 下車

JR：手稲駅 下車 【北口】 乗換え

・中央バス [乗り場②]

「手稲・麻生線 麻41（明乳シティー経由）」

乗車20分 藤学園前 下車



※ 交通アクセスについての詳細は本学HPをご覧ください（バス時刻表を見ることができます。）

→ <http://www.fujii.ac.jp/guide/access/>

◎駐車場がありますので、自家用車でお越しいただけます。

3. 受講資格

保育士資格を有し、次の施設において「3年以上かつ4320時間以上」の実務経験を有する女性。

※ 実務経験は複数施設における合算でも可能です。（見込み可）

（1）幼稚園において、専ら幼児の保育に従事する職員

（2）次の施設の保育士

（a）児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

（b）児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第5項の規定による公示がされたもの

（c）国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（専ら一時的に預かり又は宿泊させる必要な保護を行うものを除く）

（d）児童福祉法施行規則第49条の2第4号に規定する施設（いわゆる「幼稚園併設型認可外保育施設」）（専ら一時的に預かり又は宿泊させる必要な保護を行うものを除く）

（e）認可外保育施設のうち、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていることにつき都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から証明書の交付を受けている施設（専ら一時的に預かり又は宿泊させる必要な保護を行うものを除く）

なお、既存の認定こども園については、構成するそれぞれの施設（(1)幼稚園、(a)保育所、(b)認可外保育施設）として、実務の証明を受けることになります。

4. 開講科目

幼稚園教諭免許取得のための特例講座（コースB）

特例による履修科目	本学における開講科目	単位数	担当者
【教育の基礎的理解に関する科目】 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育原理・保育者論	2	吾田 富士子
【教育の基礎的理解に関する科目】 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	岡部 敦
教育課程の意義及び編成の方法	教育課程総論	1	吾田 富士子
保育内容の指導法に関する科目並びに 教育の方法及び技術に関する科目	保育内容総論	2	高橋 真由美
【道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目】 幼児理解の理論及び方法	幼児理解と援助	1	高橋 真由美

5. 募集定員

上記5科目8単位（コースB）定員40名

※申込先着順とさせていただきます。

6. 時間割

詳細は [「時間割」を参照](#) ←こちらをクリック

全ての講座に出席することを原則とします。

7. 修了認定

受講した科目の単位認定に関しては、「学力に関する証明書（附則第10項）（幼一種、幼二種免）」の発送をもってお知らせします。

8. 受講料

受講料は次のとおりです。（5科目コースの受講となります。1科目のみの受講はできません。）

コースB（5科目8単位）受講料 80,000円

1. 受講料はテキストその他を含む総額となります。
2. 受講料は一括で先払とします。
3. 支払方法は、事前申込みの方に、のちほどお知らせいたします。
受講の取消しをする場合は、速やかに教務課（花川オフィス）に連絡してください。

注）以下の場合、受講料は返金されません。

- a. 5月10日（金）17時以降のキャンセル。
- b. 受講時数に満たず、単位を取得できなかった場合。

9. 休講について

1. 自然災害、交通機関の事故、講師の急病等により講座を休講、または途中で打ち切る場合があります。
休講となった講座または、不足時間分は原則として補講を行います。
休講、補講の連絡は本学HPや講師からのアナウンス等で通知します。
2. 1の事由により開講される補講の日程、申込方法などは、当該受講者に改めて通知します。
3. 補講の受講料は休講となった講座の受講料を充当します。

10. 受講許可の取消について

特例講座の受講が許可された場合であっても、次の各号に該当する場合は受講の許可を取り消すことがあります。

1. 講座の進行を妨げる行為があった場合
2. 講師や他の受講者等に迷惑をかける行為があった場合
3. 著しく本大学の名誉を傷つける行為があった場合
4. 本大学関係者に対し暴行、脅迫等の行為があったと認められた場合
5. その他本大学が特例講座の運営上不適当と判断する場合

11. 個人情報について

申込書の個人情報については、「藤女子大学学生個人情報保護規程」に基づき、藤女子大学の特例講座に関する連絡、関連書類の送付以外の目的で利用することはありません。

[藤女子大学プライバシーポリシー](#) ←こちらをクリック

12. その他

学内の食堂は営業しておりません。土曜日、購買は営業していますが、仕入れ数に限りがありますので、昼食のご用意をお願いします。飲み物の自動販売機はご利用いただけます。